明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕
○医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・文部科学・厚生労働・経済産業三）　一
〔省　令〕
○障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働四二）　二
〔告　示〕
○障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第三十九条第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者の一部を改正する告示（厚生労働一〇七）　七
〔公　告〕
裁判所
　諸事項
　破産、免責、再生関係　九
特殊法人等
　東日本高速道路株式会社工事一部完了関係　三五
地方公共団体
　行旅死亡人関係　三五
会社その他
会社決算公告

府令・省令

○内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省令第三号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の施行に伴い、及び医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）第八条第三項第一号ハ⑴（同法第二十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年九月五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　柴山　昌彦
厚生労働大臣　根本　匠
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　茂木　敏充